

令和3年第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階会議室
3. 出席委員 10名
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 田代和弘 齊藤英次
境 良一 松下清史 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 2名
木村良一 鎌賀和夫
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 田代和弘 松下清史
6. 議 事
 - (1) 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第33号 事業計画変更承認申請審議について
 - (4) 議案第34号 農用地利用集積計画の同意について
 - (6) 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長 定刻となりましたので令和3年第8回の総会を開催いたします。本日は、木村、鎌賀委員が欠席ですが、定数の過半数をこえますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 本日は、ご出席有難うございます。今回の総会は、コロナ禍の中、緊急事態宣言、熊本においては蔓延防止が発令されているため、農業委員会としましても対策として25日の日に幹部会議を開催しました。その結

果密状態を回避するため総会を農業委員で、遊休地のジャガイモ植えを推進で行うこととしました。なお、今後の総会については、逐一幹部会議で協議を行って行きたいと思います。皆様もワクチン接種を含め感染拡大の終息まで、感染防止の対策をよろしくお願いします。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、田代委員さんと松下委員さんをお願いします。ただいまより議案審議を行います。まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第31号「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1・2番については関連していますので、一括して説明をお願いします。確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1・2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番と2番については、関連しておりますので、併せて補足説明いたします。申請地までの通作距離は車で5分、農業年数は2年、農機具を所有し、主たる作物は、ニンニク、たまねぎ、ニガウリになり、3条の要件は満たしているものと思われまます。以上です。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1・2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1・2番については承認いたします。次に、申請番号3番について確認委員の宮本委員から説明をお願いします。

宮本委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお、申請者の住所が熊本市となっていますが、元々実家が網田で、年間の半数ほど農業に従事されています。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。
申請地までの通作距離は車で1時間、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物は、米、ミカンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので3番については承認致します。次に、申請番号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は車で30分、農業年数は25年、農機具を所有し、主たる作物は、米、苗木になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので4番については承認致します。以上、議案第31号について4件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第32号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明いたします。地図は、6ページです。申請人は、下網田町の地縁団体であり、現在、公民館の駐車場として借り受けている土地を返却することになり、駐車場が不足するため、新たな駐車場としての土地を探していたところ、申請地は公民館に隣接し、所有者から購入することができる土地であったため、適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は駅から300m以内にある農地であるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。次に、申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明いたします。地図は7ページです。申請人は、熊本市中央区で宅建業を営む法人であり、申請地は公共施設

や商業施設が充実しており、国道やインターにも近く、交通の利便性に優れていることから、住環境に適した地域であると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号2番については承認をいたします。次に、申請番号3番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。地図は、8ページです。申請人は、東京都品川区で物品販売業を営む法人であり、申請地の南東側にある既存店の借地権設定契約が満了を迎え、土地の借地についての継続契約の合意が得られなかった上、以前から顧客からの駐車場拡張の要望もあってきたこともあり、既存店の敷地より少しでも広い土地に移転をと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番については承認をいたします。次に、申請番号4番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり

でありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は、9ページです。申請人は、熊本市東区に居住する個人であり、伯母が高齢で住宅を譲り受けることになりましたが、伯母の住宅まで続く伯母所有の土地を通路として使用したいと考え、今回の転用申請となりました。申請者の既存の宅地面積は、おおむね500㎡を超えておりますが、申請地以外は他者の所有地であり、伯母所有の土地を通らなければ宅地に入れなため、宅地から公道への通路として必要な部分であると考えますので、転用可能と考えられます。なお、住宅建築当時の昭和47年から通路として使用しており、農地であると思っていなかったとのことで、始末書添付の案件です。申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号4番については承認をいたします。次に、申請番号5番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について補足説明いたします。地図は、10ページです。申請人は、熊本市東区に居住する個人であり、現在、アパートに住んでおりますが、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、実家に近く、保育園や小学校、病院、郵便局など近くにあり利便性が良い上、上下水道の整備がされており、住環境が整っていると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は地目宅地と今回の転用地を合わせた土地に住宅を建築するもので、おおむね500

m²を超えておりますが、宅地以外は、生活に必要な駐車場や家庭菜園、物置の設置等を計画しています。また、転用面積が、おおむね 500 m²以内となるよう分筆した場合、残った農地は狭く、耕作放棄地になる恐れがあることから、総合的に考えて、おおむね 500 m²を超えておりますが、転用可能と考えるものです。申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地の 1 及び第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 5 番については承認をいたします。次に、申請番号 6 番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号 6 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 6 番について補足説明いたします。地図は、11 ページです。申請人は、岩古曾町に居住する個人であり、現在、借家に住んでおりますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、実家付近である父所有の申請地が、幼稚園や小学校に近く、上下水道も整備されており、住環境が整っていると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、市街化近接地域であり、第 2 種農地に位置付けられると思われます。なお、申請地は集落接続になりませんが、代替地がないため、集落接続していなくても、転用が可能と考えられます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。

境議長 申請番号6番については承認をいたします。次に、申請番号7番について、議案第33号と関連しますので、一括して説明をお願いします。確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号7番・議案第33号については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号7番について議案第33号の事業計画変更承認申請と関連しておりますので、併せて補足説明いたします。地図は、12ページと14ページです。申請人は、松山町で土木工事業や造園工事業、農産物生産などを営む法人であり、申請地は令和2年11月に耕作のために購入した土地であるが、永らく耕作放棄地状態であり、雑竹木が茂っており、耕作できる状態に開墾に着手したが、多額の改良経費を要しただけで、耕作には不適切であると判断したもので、現在借用している菊芋乾燥小屋が手狭になり、近接した土地を探していたところ、申請地が条件に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は接道がありませんので、隣接する法人所有の土地に専用道路を整備し、本申請地に進入するものです。事業計画変更承認申請は土地の一部を専用道路にする申請になります。申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われま

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番、議案第33号について、委員さんのご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので7番及び議案第33号については承認致します。以上、議案第32号について7件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。
次の議案第33号、「農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請書について」は、先ほど承認をいただきましたので、次に進みます。議案第34号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。17 ページをご覧ください。
これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。61 番から 70 番につきましては、現在の契約期間が満了するため、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の再設定です。また、71 番 72 番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権の設定です。
次に 18 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が 3 万 4,145 m²、樹園地が 2 万 7,671 m²、合計 6 万 1,816 m²となっています。
次に 19 ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 8 回総会時点での令和 3 年の累計は、利用権の設定が 30 万 8,758 m²、所有権の移転は 2 万 7,314 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委 員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 3 4 号は承認します。次に、報告第 8 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。25 ページをお開きください。
番号 1 番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は畑の全 7 筆で、面積は 6,205 m²で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。
令和 3 年 8 月 1 日付け、双方の合意により解約となっております。番号 2 番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は 363 m²で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和 3 年 8 月 18 日付け、双方の合意により解約となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委 員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第8号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。これをもちまして、議長の座を降段させて頂きます。

上村局長 ありがとうございました。以上で第8回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 田代 和弘 印

議事録署名人 松下 清史 印